

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の入札説明書に関する質問書（様式1-2）に対する回答

No.	頁	項目			質問内容	回答
1	4	3	3.1	ウ	<p>「構成企業の企業数の上限は任意とする。・・・建設企業（機械）の中から代表企業1社を定め、・・・」とあります。基本協定書P1第3条4には「代表企業の出資比率は構成企業中最大であるものとする。」とあります。又、先の実施方針に関する質問書に対する回答のNo. 7、No. 12では「JVの形態は甲型とします。」「各事業の代表企業は必ずしも同一とする必要は無い」に対し「御理解の通り」とあります。更に、基本協定書P1第3条3では、構成企業の最低出資比率があります。仮に建設工事企業体の構成が建設（機械）2社、建設（電気）1社で出資比率が、機械①/機械②/電気=35/20/45のような場合は、建設企業（電気）が出資割合最大となり得ます。よって、「共同企業体の代表企業は、設計建設工事では建設企業（機械）の中から出資割合が最大のものとし、保守管理業務では、保守管理企業の中から出資割合が最大のものとする。」と理解しますが、宜しいでしょうか。</p>	<p>代表企業は建設企業（機械）のうち、出資割合が最大の企業となります。 なお、基本協定書の第3条第4項は削除します。 また、先の回答における「JVの形態は甲型とします。」の意図は、基本協定書第3条第2項に示すとおりです。</p>
2	5	3.2	(2)	1)	<p>設計企業の資格要件(ア, イ, ウ)を全て満たす者が業務実施にあたりますが、業務補助等で他の者を入れる場合、その者は資格要件全てを満たしていなくても宜しいでしょうか。 例えば、資格要件(ア)は満たすが、(イ, ウ)の実績は満たしていない者が業務補助等を行っても宜しいでしょうか。</p>	<p>入札参加者の構成については、3.1に示すとおりです。 また、入札参加者の資格要件は、3.2に示すとおりですが、提出書類作成要領及び様式集における様式2-6号には、設計企業における入札参加資格要件の全てを満たす1社のみの実績を記載するものとします。</p>
3	12	5.1	(4)		<p>プレゼンテーションについて、資料作成にあたり、説明・質問の想定時間をご教示下さい。</p>	<p>現段階においては、プレゼンテーション30分以内、質疑応答は60分以内を予定しています。</p>
4	17	8.1	(14)	キ	<p>「予定価格（入札書比較価格）を上回る価格で…（略）」とありますが、「予定価格」とはp. 19、8.4、(14)にある「債務負担行為設定額」と同義との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>債務負担行為設定額は本事業における保守管理期間も含めた全体の限度額を示したものであるため、同義ではありません。</p>
5	17	8.1	(14)	キ	<p>「予定価格（入札書比較価格）を上回る価格で…（略）」とありますが、「予定価格」とは実施方針に関する質問書に対する回答No. 36「限度額を設定し、入札公告時に公表する予定です。」にある「限度額」と同義との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>債務負担行為設定額は本事業における保守管理期間も含めた全体の限度額を示したものであるため、同義ではありません。</p>

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の業務要求水準書に関する質問書（様式1-3）に対する回答

No.	頁	項目				質問内容	回答
1	7	1.2.8	表6			本事業の工事エリアまでのアクセスに必要な除雪作業は更新事業の場内整備の所掌範囲（土木建築工事）との理解でよろしいでしょうか。	建設予定地に隣接する市道温泉7号線は道路管理者の判断により行います。ただし、道路占用が必要となる工事の場合は事業者の範囲となります。建設予定地内は事業者の範囲としますが、他の関連工事がある場合は関連工事業者と協議を行い必要に応じて行うこととなります。
2	10	1.4	(2)	表8		P30 3.3.1 (3)エやキに記載されている遠方監視やWeb監視に関し、NTT等の通信会社の都合による通信機器の改造や更新のリスクは、現時点では想定ができないため、市の負担と考えて宜しいでしょうか。	保守管理期間において、通信会社の都合による通信機器の改造や更新については、事業者の負担ではありません。
3	10	表8				「共通」、「税制度」、「法人利益に関わる法制度の新設・変更」が事業者負担になっています。協議対象として頂けませんか。	事業契約書（案）第48条第4項に示すとおりとします。
4	10	表8				「保守管理」、「原料」、「薬品供給停止」が事業者負担になっています。原因が事業者の責に因らない場合は協議対象として頂けませんか。	薬品の種類、調達先等は、事業者提案によるものであることから、表8に示すとおりとします。
5	20	3.2.1	(2)	表17		「※2 原水検出状況が処理に影響を与える項目」として表17に記載されている検査項目の他に、「5. セレン及びその化合物」「6. 鉛及びその化合物」については、過去の原水水質分析結果で検出されたデータが示されています。一方で、実証実験中の原水水質ならびに浄水水質では、これらの項目は検出されておらず、その処理性能を担保できません。同項目についても「※2」の扱いへ見直して頂くことは可能でしょうか。	表17のとおりとします。
6	21	3.2.1	(4)	2)		河川放流時の目標水質について記載いただいておりますが、河川放流量について、日最大量規制はないものとの解釈でよろしいでしょうか。もし、放流量の規制があるようでしたらご提示頂けないでしょうか。	既存排水施設に著しく影響がある場合は、制限が生じる可能性があります。
7	24	3.2.2	(4)		ウ、オ	「スラリー槽の確保容量は12時間以上とする。」とありますが、一方で、「オ 活性炭は、以下に示す条件の注入が可能な量を保管できるスペースを確保する。（略）」とあります。スラリー槽とは別に、オの条件を満たすことのできる保管スペースを確保する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の業務要求水準書に関する質問書（様式1-3）に対する回答

No.	頁	項目				質問内容	回答
8	29	3.3				「なお、受電点については電力会社と協議の上、決定する。」との記載から、提案段階での電力会社との協議を検討しております。P.30 3.3.2 (1) ケに「新浄水場は既施設設（高区配水池）とは別受電とする」との記載から、電力会社と別受電となることは協議済み、新浄水場の受電点については未協議との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	30	3.3.1	(3)	オ		「別途工事で設置する給水ユニットと上登別配水ポンプ」について、本事業で信号入出力や制御機能を構築することから電気設備の機器製作時には別途工事は発注され、製作に支障を与えない工程となると解釈してよろしいでしょうか。想定される時期があれば、ご提示頂けないでしょうか。	別途工事で設置する給水ユニット及び上登別配水ポンプの仕様や設置時期等の詳細については、設計業務実施期間中に協議します。
10	30	3.3.1	(3)	カ		「既存浄水場との併用期間」について、併用期間とは「既存浄水場及び新浄水場の両方で同時に送水・給水を行っている期間」との解釈でよろしいでしょうか。	事業者提案によりますが、供用期間とは試運転調整を含め既存浄水場が完全に停止するまでです。
11	30	3.3.1	(3)	カ		新浄水場の浄水を既存浄水場の着水井に送る場合、既設浄水場で水処理を行なうことから、これは「既存浄水場との併用期間」ではないとの解釈でよろしいでしょうか。	事業者提案によりますが、併用期間とは試運転調整を含め既存浄水場が完全に停止するまでです。
12	30	3.3.1	(3)	カ		「既存浄水場との併用期間は、既存で扱っている情報は全て取り込み、監視が行なえるようにする」とありますが、新浄水場と既存浄水場を併用しない場合、1) 新浄水場に切替え後も運用を継続する高区配水池、中区配水池等の情報の取り込みは必要、2) 新浄水場に切替え後に運用を停止する既存浄水場の逆洗ポンプ等の情報の取り込みは不要、との理解でよろしいでしょうか。	1) 必要です。 2) 運用上支障がない場合、取り込みは不要です。
13	30	3.3.1	(3)	キ		「専用端末を設け、汎用PCやスマホなどでWeb監視可能なシステム」について、専用端末とはWeb監視用の専用サーバーではなく、幌別浄水場に設置する遠隔監視端末を専用で設けるとの解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書 3.3.1 (3) キを以下のとおり修正します。 Webサーバーなどの専用サーバーを設け、汎用PCやスマートフォンなどでWeb監視可能なシステムとし、場内のネットワークは、外部からの不正アクセスを防止できるシステムとする。 また専用サーバーは、帯域変動の影響を受けないようにする。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の業務要求水準書に関する質問書（様式1-3）に対する回答

No.	頁	項目			質問内容	回答
14	30	3.3.1	(3)	キ	Web監視は登別市様が使用されるものですが、例えば災害時の復旧支援を行なう場合などにおいて、事業者の使用分の通信費は負担した上で、事業者も使用することは可能でしょうか。	事業者提案としますが、事業者が使用することによる通信速度の遅延やセキュリティ上の問題がない場合、使用可能です。
15	30	3.3.1	(3)	キ	「専用端末を設け、汎用PCやスマート端末などでWeb監視可能なシステムとし、・・・」と有り、業務要求水準書に関する質問書に対する回答No. 86で「各浄水場で使用する専用端末は含みます。」との回答でしたが、専用端末以外のWeb監視に必要な（携帯用の）汎用PCやスマート端末は今回工事の範囲外と考えますが、宜しいでしょうか。	事業対象範囲外ですが、事業者提案とします。
16	30	3.3.1	(3)	キ	上記質問に関し、Web監視に必要なスマート端末が今回工事の範囲とした場合、事業者がスマート端末の通信契約は出来ないため、通信契約無し（SIMなし）の端末のみを納入するという解釈で宜しいでしょうか。	事業者提案とします。
17	31	3.3.2	(3)	ア	非常用発電機の「必要容量は停電時に100%の負荷・・・への電力供給が可能な容量とする」と有りますが、P12の表9に記載されている「平常時最大各水量」、「500度以下の高濁度時平均各水量」、「501度以上の高濁度時の最小各水量」のうち、電力が最大になる条件で水処理や送水ができること、と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	32	3.3.2	(3)	ス	「登別市公害防止条例に基づき敷地境界で40dB以下となるよう自家発騒音対策を行う方針とする。」とありますが、40dB以下とするには、消音器の設置とともに建屋の防音対策の両方を行なう必要があると考えます。そのため、本事業範囲において消音器の設置は必須とし、更新事業範囲の土木建築工事において建屋での騒音対策も行なわれるとの解釈でよろしいでしょうか。	建屋側で行う措置は室内吸音材として壁、天井面にグラスウールボードt25張り、外壁面に設ける搬入口ドアの音響透過損失期待値が最大40dB程度を見込んでいます。これを踏まえ、事業者提案とします。
19	32	3.3.2	(3)	ス	騒音や日影の規制に関わる法的な敷地境界は、別紙2の事業予定地と同一でしょうか。もし、異なる場合は敷地境界を確認できる資料のご提供をお願いします。	別紙2の事業予定地と同一です。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の業務要求水準書に関する質問書（様式1-3）に対する回答

No.	頁	項目			質問内容	回答
20	33	3.3. 2	(7)	ク	「膜ろ過設備区域に16日分の採水が可能な浄水自動サンプラー（自動洗浄機能付）を設置する」とありますが、事業者からの提案フローにより膜ろ過設備区域に採水対象である浄水の採水が難しい場合には、設置場所は膜ろ過区域に必ずしも限定されないとの解釈でよろしいでしょうか。	「膜ろ過設備区域」を「膜処理設備棟」に修正します。
21	34	3.3. .2	(9)	ア	「自家用電気工作物保安規定、電気主任技術者関係書類及び工事計画届出等を作成する」とありますが、届出は登別市又は別途市が委託した保安協会等（電気主任技術者）の範囲と考えますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	34	3.3. .2	(9)	イ	「自家発電設備に関する消防等との協議及び届出等の書類を作成する。」とありますが、届出及び届出に関する手数料の支払いは、登別市の範囲と考えますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	34	3.4			現場敷地の地盤には岩石や樹木、廃棄物、その他障害物や汚染物質は含まれないと考えて宜しいでしょうか。	地歴調査では、廃棄物等の汚染物質は確認されておりません。また、地質調査結果は参考資料に示します。
24	35	3.4. 2	(3)	カ	「薬品貯蔵設備の防液堤は鉄筋コンクリート躯体は建築工事」とありますが、非常用自家発電設備の防油堤（耐油塗装は施設機械工事施工範囲）も防液堤と同様と扱いになるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	38	表21	必要 諸室と 広さな ど	薬品 貯蔵 室 薬品 注入 機室	事業者提案の薬品貯蔵室と薬品注入室の記載があり、業務要求水準書に関する質問書に対する回答No. 100では「薬品貯蔵室、薬品注入機室を設けて下さい。」との回答でした。 機能上から薬品注入機として薬品注入ポンプを使用する場合等は、注入配管の閉塞対策等で、注入ポンプの薬品貯蔵槽の近傍への配置や注入設備の注入点近傍への配置等を検討します。機能上、経済性、安全性や維持管理性等で有益と判断した場合、薬品貯蔵室と薬品注入機室の兼用等の事業者提案が可能と理解しますが、宜しいでしょうか。	薬品の受け入れ、注入の機能を満足するうえで、一つにする合理的な理由があると判断される場合は事業者提案とします。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の業務要求水準書に関する質問書（様式1-3）に対する回答

No.	頁	項目			質問内容	回答	
26	38	表21	必要諸室と広さなど	薬品貯蔵室	薬品注入機室	上記1項に加えて、次亜以外の薬品貯蔵槽や薬品注入機の室内配置の必要性は、その有益性の観点から判断した事業者提案（室外配置も含め）が可能と考えますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	38	表21				備品室について、「水質計器室に隣接させる」とありますが、水質計器室からのアクセスのみでよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
28	39	表21				自家発室について、「燃料タンク外置き」とありますが、土砂災害警戒区域に計画することは可能でしょうか。	土砂災害に対して安全性を確保したものであれば、計画可能です。
29	41	表22 表23	建築設備容量			事業者の検討で建築設備容量が増減すると判断し、それを提案した場合、水処理プラント設備も事業者側が提案した建築設備容量を基に提案することで良いと考えますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、提案時に「減」として計画し、実施設計時に「増」となる場合は、表22、表23の容量までは事業者の範囲とします。
30	41	表22 表23	建築設備容量			事業者の判断に係らず、指定の建築設備容量を基に提案する場合、詳細設計段階における発電機容量等の仕様変更（提案からの増減変更）は承諾いただけると理解しますが、宜しいでしょうか。	表22、表23は想定容量を示したものであり、事業者提案によりこれを超える場合は見込んだ容量として提案してください。
31	41	3.4. 2	(5)	3)		実施設計時に表22および表23に示される電灯・動力の容量を超え、受電容量に影響がある場合は、設計変更対象として協議対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	表22、表23は想定容量を示したものであり、事業者提案によりこれを超える場合は見込んだ容量として提案してください。
32	43	3.8	(2)	1)	ウ	各種申請書類に必要な図面とは、土木・建築においては、42頁、(1), (1), (ア)の「図面リスト～建築電気図面」と考えて宜しいでしょうか。	3.8に記載のとおりです。
33	44	4.3	(1)	カ		市の用地において、工事用の現場事務所、駐車場、資材置場の設置にあたって、運転管理に支障がない範囲をご教示願います。	契約後の協議とします。
34	48	5.3. 3	(1)	ア		保守点検業務の対象が新浄水場（別工事分除く）となっています。よって、P30 3.3.1 (3)エに記載のある幌別浄水場に新設する遠方監視設備の保守点検業務及び修繕は、対象範囲外と考えますが、宜しいでしょうか。	事業対象範囲外ではなく、事業対象範囲内です。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の業務要求水準書に関する質問書（様式1-3）に対する回答

No.	頁	項目			質問内容	回答
35	48	5.3. 3	(1)	ア	P30 3.3.1 (3)クに記載のある、高区配水池等の既設登別温泉浄水場に取り込まれている情報をすべて新浄水場へ取り込む際に、既設の計測機器やテレメータを流用した場合、その流用品の保守点検業務及び修繕は対象範囲外と考えますが、宜しいでしょうか。	既存施設の情報を取り込むための機器は事業範囲内とします。
36	48	5.3. 3	(1)	ア	P30 3.3.1 (3)クには「なお、必要に応じて中区配水池等の親局・子局の改築も含むものとする。」とありますが、提案としてそれらの機器を更新した場合、その保守点検業務及び修繕は対象範囲外と考えますが、宜しいでしょうか。	事業対象範囲外ではなく、事業対象範囲内です。
37	48	5.3. 3	(2)	ア	P30 3.3.1 (3)キに記載されているWeb監視に必要なスマート端末が今回工事の範囲とした場合、家電製品の扱いとなるスマート端末や汎用PCは、保守期間内の事業者による更新対象ではないと考えますが、宜しいでしょうか。	スマートフォン等の端末は本事業範囲の対象外ですが、事業者提案とします。なお、その場合、保守管理期間の範囲については提案書に明確に示してください。
38	53	6			「その他」で除雪業務や植栽管理、清掃業務は対象外という認識で宜しいでしょうか。	事業対象範囲外ですが、事業者提案とします。
39	53	6.2	観光		「・・・・観光に配慮した計画を求める。・・・・施設自体は環境との調和を念頭に置く必要があるが、その他の面で登別市をアピールできる提案を求める。」とあります。又、様式集の様式3-49には「観光に寄与する提案があれば・・・・」とあります。これは登別市の観光に寄与する提案及び浄水施設上での観光面での配慮のいずれも良いと考えますが、宜しいでしょうか。	本事業に関するものです。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の落札者決定基準に関する質問書（様式1-4）に対する回答

No.	頁	項目				質問内容	回答
1	3	3.2.5				「プレゼンテーション」は採点対象外との認識で宜しいでしょうか。	プレゼンテーションを含めて技術評価を行います。
2	3	3.2.5				プレゼンテーション用データ・配布資料の提出に先立ち、プレゼンテーション時間についてはどの段階でご指示いただけますか。	入札説明書に関する質問書に対する回答No.3をご参照ください。
3	3	3.2.6				「提出書類作成要領及び様式集」P.40に、技術提案書の添付書類として実績を記載する様式(添付1~4, 12~14)がありますが、評価に際し、実証実験を行った入札参加企業は、実績と同等の評価をいただけたと考えて宜しいでしょうか。	落札者決定基準のとおりです。
4	5	3.2.6	(2)	③		「必要に応じて当委員会にて事業実施条件を付加する。」とありますが、これは実施に当たっての事業者提案に対する軽微な改善指示等であり、提案内容の変更指示、提案書の差替え、要求水準項目の追加や変更では無いと理解しますが、宜しいでしょうか。	技術評価の判断基準において、あいまいな事業提案などの場合、必要に応じて軽微な条件を付加することがあります。
5	5	3.2.6	(2)	③		「必要に応じて…事業実施条件を付加する」とありますが、事業実施条件とは、どのような条件でしょうか。	技術評価の判断基準において、あいまいな事業提案などの場合、必要に応じて軽微な条件を付加することがあります。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の提出書類作成要領及び様式集に関する質問書（様式1-5）に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回答
1	2	【添付書類・提出データ】5	入札保証金免除のための契約書の写し等は、（構成企業の全て）の記載が無い事から、建設工事企業の中の出資割合が最大の企業のみで良いと理解しますが、宜しいでしょうか。	入札説明書に関する質問書に対する回答No. 1に示す代表企業のものとしてください。
2	6	(様式3-52号)	プレゼンテーション用配布資料も技術提案書と同日に提出することになっていますが、提案書からの抜粋をプレゼン用にMicrosoft PPデータで再編集等を行うため、提出期限をもう少し延ばしていただくことは、いかがでしょうか。	同日とします。
3	6	(様式3-52号)	プレゼンテーション用配布資料はMicrofost PPで作成となっていますが、上限枚数あるいはプレゼン時間の目安がありましたら、御教示願います。	入札説明書に関する質問書に対する回答No. 3をご参照ください。
4	6	(様式3-52号)	プレゼンテーション用配布資料は、提出後からプレゼンテーション日までの間の資料の追加を承諾いただけませんか。	追加資料や技術提案書の内容修正、技術提案書を上回るような変更は認めませんが、技術提案書の内容を補完する軽微な修正は認めます。なお、修正資料はプレゼンテーションでのみ使用し、事前提出資料の差し替えは不可とします。
5	9	(4) イ 提出要領	技術提案書提出時は、チューブファイルによる綴じ込みという認識で宜しいでしょうか。	提出時の製本の方法は指定していません。
6	9	作成要領(4)	技術審査提案書について、各様式に上限枚数はありますが、文字フォントや文字サイズ等は任意と理解しますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	9、10	5 (4) ア、イ	「指定様式のあるものについては」とありますが、各様式の枠や様式番号の位置、フォント等のレイアウトについては自由形式との理解で宜しいでしょうか。	各様式の枠、様式番号の位置は指定様式とします。フォントは事業者提案とします。
8	9、10	5 (4) イ	様式3-2号、3-3号、3-8号、3-52号については、企業名の有無について記載がありますが、様式3-1号、3-7号、3-13号、3-36号、3-47号、3-51号についても企業名等を記載する箇所があるものの、企業名の有無について記載がありません。記載方法についてご教示下さい。	様式3-1号は社名入り1部のみ添付し、様式3-7号、3-13号、3-36号、3-47号、3-51号については、様式3-2号、3-3号と同様です。
9	10	作成要領(4)イ	様式3-3号の参加者記号は、市からの入札参加資格確認結果通知時に指定されると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の提出書類作成要領及び様式集に関する質問書（様式1-5）に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回答
10	21	様式2-1号	入札参加資格確認申請時提出書類一覧表の添付書類(添付1)、設計企業の欄に「平成31・32年度 登別市建設工事等入札参加資格審査申請書類一式 ※上記申請を行っている企業は、受理票の写し可」とありますが、参加資格は【入札説明書-3 入札参加に関する条件】に記載の要件を満足する事であり、設計に係る(添付1)を必ずしも提出する必要はない、という理解で宜しいでしょうか。	提出は必須です。どのような設計企業かを市が把握することが目的のため、申請書類一覧の「測量設計」の項目に基づき可能な範囲で記入してください。必ず全てを記入する必要はありません。また、入札参加資格に影響はありません。
11	29～33	参加資格要件確認調書	実験参加企業は「登別市水道事業登別温泉浄水場水処理実証実験参加契約書の写し」を提出し、調書に実験有と記載すれば、添付7、8、9、10は提出不要と理解しますが、宜しいでしょうか。	提出は必須です。実証実験の契約書の写しを添付7、8、9、10として提出してください。
12	37	様式3-5号～	様式3-5号から始まる各様式の枠書式については、現在配布されているワードデータに合わせたものと考えて宜しいでしょうか。また、様式3-23号のようにA3版の図面を記載する場合、この枠の記載は必要でしょうか。御教示ください。	前段：ご理解のとおりです。 後段：事業者提案とします。
13	37	様式3-5号～	提案書に記載するページ数は通しページとして考えて宜しいでしょうか。	事業者提案とします。
14	37	様式3-23号, 28号, 33号	添付する図面の縮尺の基準はありますか。	事業者提案とします。
15	7、41、46	技術提案書提出データ、書類	添付5に「総括責任者」とありますが、これはP46及び事業契約書(案)P6第14条にある「総括代理人」と読み替えますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	7、41、46	技術提案書提出データ、書類	添付5に「総括責任者 登録資格証」とありますが、これは配置予定総括責任者が有する資格があれば、その登録証(写)を添付するということで、入札参加資格要件としての資格を証明するものではない(=総括代理人には資格要件が無い)と理解しますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	7、41、46	技術提案書提出データ、書類	添付5に「設計業務責任者 登録資格証」とありますが、これは配置予定設計業務責任者が有する資格があれば、その登録証(写)を添付するということで、入札参加資格要件としての資格を証明するものではない(=設計業務責任者には資格要件が無い)と理解しますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、設計業務責任者と設計業務照査技術者は兼務できません。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の提出書類作成要領及び様式集に関する質問書（様式1-5）に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回答
18	7、41、46	技術提案書提出データ、書類	添付5に「保守管理業務責任者 登録資格証」とありますが、これは配置予定保守管理業務責任者が有する資格があれば、その登録証（写）を添付するという事で、入札参加資格要件としての資格を証明するものではない（＝保守管理業務責任者には資格要件が無い）と理解しますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	44	様式3-7	「・・・水道事業又は・・・過去10か年以内の膜処理に係るDB・・・の実績・・・」とありますが、これは施設引渡し前の契約実績も含むと理解しますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	48	様式3-10	関係法令リストにおいて、建築確認申請等の土木建築に関する事項は参考と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	48	様式3-10号	「法令等に基づく届出、許認可等の手続きが必要と想定されるものについて、（中略）記述して下さい。」とありますが、業務要求水準書に記載された本事業の対象業務に関するものについて記述する（本事業の対象範囲外である土木・建築工事に関わる詳細設計・建設工事については、記述不要）という理解でよろしいでしょうか。	土木建築工事についても、事業者が把握している範囲で記述可能です。
22	48	様式3-13号	発注仕様書による建設工事の発注であっても、膜ろ過装置仕様および膜ろ過装置に関連する補機類や配管図等が明示されておらず、建設工事の請負者が実質的な実施設計を行った場合は、実施設計の履行実績としてもよろしいでしょうか。	原則認めませんが、以下の内容は可とします。 ①実証実験を実施し、その後、提案によりその処理方式が採用されたもの ②PPP/PFIを含むDB、DBO、DBM等において、設計企業ではないが実質的に設計を行ったもの（建設企業として参画し自ら提案する処理方式が採用されたもの）
23	48	様式3-13号	設計業務の実績に関して、落札者決定基準p.4、表1の評価項目「1-2 設計」については、評価の視点で「実績」に関する記載がありませんので、様式3-13は適正な設計能力があることを確認するもので、記載する実績数が多いほど高い評価が与えられるのではないかと考えて宜しいでしょうか。	設計業務の実績を確認するものです。
24	53	様式3-15	「提案する施設、主要な設備の緒元を記述・・・」とあり、様式3-22及び3-27には機器リストの要求があります。機器リストにも設計諸元が記載されますが、ここでは、主要機器に加えコンクリート製水槽等設の設計緒元や設計容量を提示すると理解しますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の提出書類作成要領及び様式集に関する質問書（様式1-5）に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回答
25	53	様式3-15	ここでは、主要な設備の設計諸元を記述となっておりますが、枚数制限も無いことから、その設計諸元の設定根拠等も記述可能と考えて宜しいでしょうか。	様式3-15号には施設諸元のみを記載してください。設定根拠は様式3-16号（別添資料可）、様式3-17号（別添資料可）に記述してください。
26	54	様式3-16	枚数制限がA4版20項以内となっておりますが、プラント機械の容量計算書だけで枚数が大幅に不足します。設備の設計諸元の根拠を記述することを考えると、枚数制限を無くしていただくか、「設備容量計算書」は別添付で良いと考えますが、宜しいでしょうか。	容量計算書は別添資料として構いませんので本様式の直後に「様式3-16号別添資料」として添付し、本様式には別添資料をまとめたものを指定枚数以内で記述してください。
27	54	様式3-16	ここでは、容量の計算のみならず、その各計算に使われている設計数値等の設定根拠を示すことと理解しますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	54	様式3-16	ここで提案するのは、プラント機械設備の容量計算で、電気設備の容量計算は含まれないと考えますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	54	様式3-16	ここに電気設備の容量計算が含まれず、それを提案する場合、どの様式で記述すべきか御教示下さい。	様式3-24号に計算結果を示し、計算過程などの根拠資料は別添資料「様式3-24号別添資料」として、様式3-24号の直後に綴じてください。
30	55	様式3-17	枚数制限がA4版10項以内となっておりますが、水理計算書だけで枚数が不足します。加えて設定根拠を記述することを考えると、枚数制限を無くしていただくか、「水理計算書」は別添付で良いと考えますが、宜しいでしょうか。	本様式の直後に「様式3-17号別添資料」として添付し、本様式には別添資料をまとめたものを指定枚数以内で記述してください。
31	56	様式3-18	枚数制限がA4版10項以内となっておりますが、経験的に枚数が大幅に不足します。ここでは、主要な事項について記述するとして、その詳細については「薬品選定及び注入率の設定根拠資料」として別添付で良いと考えますが、宜しいでしょうか。	本様式の直後に「様式3-18号別添資料」として添付し、本様式には別添資料をまとめたものを指定枚数以内で記述してください。
32	57	様式3-19	枚数制限がA4版10項以内となっておりますが、経験的に枚数が大幅に不足します。ここでは、主要な事項について記述するとして、その詳細については「高濁度時の水処理方法の根拠資料」として別添付で良いと考えますが、宜しいでしょうか。	本様式の直後に「様式3-19号別添資料」として添付し、本様式には別添資料をまとめたものを指定枚数以内で記述してください。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の提出書類作成要領及び様式集に関する質問書（様式1-5）に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回答
33	58	様式3-20	枚数制限がA4版3項以内となっておりますが、経験的に枚数が不足します。ここでは、主要な事項について記述するとして、その詳細については「系列停止時の処理方法の根拠資料」として別添付で良いと考えますが、宜しいでしょうか。	本様式の直後に「様式3-20号別添資料」として添付し、本様式には別添資料をまとめたものを指定枚数以内で記述してください。
34	59	様式3-20	枚数制限がA4版3項以内となっておりますが、経験的に枚数が不足します。ここでは、主要な事項について記述するとして、その詳細については「系列停止時の処理方法の根拠資料」として別添付で良いと考えますが、宜しいでしょうか。	本様式の直後に「様式3-21号別添資料」として添付し、本様式には別添資料をまとめたものを指定枚数以内で記述してください。
35	62	様式3-24	各設備計画等には電気設備容量が関係してくるため、その容量計算も提案する場合、枚数が大幅に不足します。枚数制限を無くしていただくか、「電気設備容量計算書」は別添付で良いと考えますが、宜しいでしょうか。	様式3-24号に計算結果を示し、計算過程などの根拠資料は別添資料「様式3-24号別添資料」として、様式3-24号の直後に綴じてください。
36	62	様式3-24号	水処理プラント設計の容量計算は様式3-16に記載となっておりますが、受変電設備や自家発電設備の容量計算は様式への記載ではなく、枚数も多いことから添付資料とするしてよろしいでしょうか。	様式3-24号に計算結果を示し、計算過程などの根拠資料は別添資料「様式3-24号別添資料」として、様式3-24号の直後に綴じてください。
37	67	様式3-29	土木・建築施設計画を図等を使ってA4版に記述すると、非常に見えにくくなります。A3版に変更いただくか、A3版の縮小でも良いとしていただけませんか。	図面についてはA3版として構いません。
38	68	様式3-30号	「壁の厚さは一般部200mm、水槽部500mmとしてください。」とありますが、容量の小さい水槽や水圧影響をほとんど受けない迂流壁などについては、構造上問題なければ壁厚を500mm以下としてもよろしいでしょうか。	容量算出の際に各社を公平に評価するために設定していますので、様式の値としてください。ただし、詳細設計時に部材厚は精査しますので、これらの変更が生じる可能性があります。
39	70	様式3-32	ルート図等を提案する場合、見やすさ等の理由から必要に応じて根拠資料（A3図面）を別添付しても良いと考えますが、宜しいでしょうか。	図面についてはA3版として構いません。
40	70	様式3-32号	見学者に対する提案で年間に何人程度で何件程度の見学を想定していますかお教え下さい。	登別市内の小学校8校で各2クラス程度を想定しています。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の提出書類作成要領及び様式集に関する質問書（様式1-5）に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回答
41	74	様式3-36号	建設業務の実績に関して、落札者決定基準p.4、表1の評価項目「1-3 実績」については、評価の視点で「実績」に関する記載がありませんので、様式3-36は適正な建設能力があることを確認するもので、記載する実績数が多いほど高い評価が与えられるのではないかと考えて宜しいでしょうか。	建設工事の実績を確認するものです。
42	76	様式3-38	別途発注の土木建築工事詳細設計業務の契約予定時期を御教示下さい。	令和2年度第1四半期を予定しています。
43	84	様式3-46号	膜は膜材性能保証書を提出となりますが、膜以外のライフサイクルコストについて、保守管理期間においては保証値として、保守管理期間以降は参考値として扱われるとの解釈でよろしいでしょうか。	契約期間及び終了時に業務要求水準書及び事業者提案の内容を満足していることが必要です。ただし、事業者提案やメーカー保証がある場合は、契約期間終了後においても、その内容を満足することが必要です。なお、契約期間外に更新したものは対象外です。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の基本協定書（案）に関する質問書（様式1-6）に対する回答

No.	頁	項目		質問内容	回答
1	1	第3条	共同 企業 体	「事業者は、・・・共同企業体を結成し、構成企業間で締結する共同企業体協定書の写しを市に提出する。」とあります。各業務の工期や財務経理的な違いから、協定書は各業務の進捗毎あるいは業務別に「設計・工事特定建設工事共同企業体協定書」や「保守管理業務委託共同企業体協定書」の各協定書の提出と理解しますが、宜しいでしょうか。	共同企業体の協定書の内容は指定しませんが、本事業に対して一つの共同企業体として提出してください。
2	1	第3条	4 代表 企業	「代表企業の出資比率は構成企業中最大であるものとする。」とあります。入札説明書P4 3.1ウには「構成企業の企業数の上限は任意とする。・・・建設企業（機械）の中から代表企業1社を定め、・・・」とあります。又、先の実施方針に関する質問書に対する回答のNo.7、No.12では「JVの形態は甲型とします。」、「各事業の代表企業は必ずしも同一とする必要は無い」に対し「御理解の通り」とあります。更に、基本協定書P1第3条3では、構成企業の最低出資比率があります。仮に建設工事企業体が建設（機械）2社、建設（電気）1社で出資比率が、機械①/機械②/電気＝35/20/45%のような場合は、建設企業（電気）が出資割合最大となり得ます。よって、「共同企業体の代表企業は、設計建設工事では建設企業（機械）の中から出資割合が最大のものとし、保守管理業務では、保守管理企業の中から出資割合が最大のものとする。」と理解しますが、宜しいでしょうか。	代表企業は建設企業（機械）のうち、出資割合が最大の企業となります。 なお、基本協定書の第3条第4項は削除し、SPCを設立する場合の第3条第2項も修正します。
3	1	第3条	5	「共同企業体の結成時から・・・原則として変更できないものとする。ただし、書面による事前承認を得られた場合を除く。」とありますが、参加申請時から構成員は変えずに、事業の進捗ごとに（業務ごとに）代表企業を変更することについて、書面にて貴市の承諾を頂くことは可能という理解でよろしいでしょうか。	代表企業が事業の最後まで責任を持つことを重視しており、代表企業の変更は認めません。なお出資比率の変更は市の承諾により可能です。
4	2	第3条	1	SPCは登別市内に設立しとありますが、登別温泉浄水場内として宜しいでしょうか。	登別温泉浄水場内での設置は認められません。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の基本協定書（案）に関する質問書（様式1-6）に対する回答

No.	頁	項目		質問内容	回答
5	2	第3条	SPC	「事業者は、・・・本事業を事業契約の定めに従い遂行することを事業目的とする・・・市に提出しなければならない。」とあります。今回の事業契約は設計・建設・保守管理の事業範囲全てが市とSPCとの単一契約になり、市からSPCへの建設工事分のサービス対価の支払割賦年度は事業契約書（案）の【別紙1】に記載の年度（令和3年度～令和5年度）と理解しますが、宜しいですか。	ご理解のとおりです。
6	2	第3条	SPC	今回の事業契約は設計・建設・保守管理の事業範囲全てが市とSPCとの単一契約になると思われませんが、設計建設工事分のサービス対価にはSPCの運営管理費（税金等）も含まれると理解しますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	2	第3条	SPC	「事業者は、・・・本事業を事業契約の定めに従い・・・を事業目的とする特別目的会社・・・を設立し、・・・市に提出しなければならない。」、「・・・SPCの設立に当たっては、構成企業は全員出資を行う、・・・」、「・・・、構成企業メンバーは原則として変更できない・・・。」とありますが、SPCが発注する各請負や委託先には特に記載がありません。今回は「SPCから業務を直接請負や受託する者は、SPCの構成員に限る。」と理解しますが、宜しいですか。	SPCからの直接の発注はご理解のとおりです。構成企業からの協力会社等への発注は可能です。
8	3	第4条	5	(1) 事業契約書85条でも独占禁止法違反に関する違約金規定（契約金額の1/10）とありますが、独占禁止法違反の場合が累積的に違約金が生ずるといえるのでしょうか。	基本協定書第4条第4項及び第5項は、事業契約書締結までの間、事業契約書第85条は事業契約締結後に関するものです。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の事業契約書（案）に関する質問書（様式1-7）に対する回答

No.	頁	項目		質問内容	回答
1	1	契約期間		事業契約期間は設計建設期間～保守管理期間終了の20年間となりますが、建設工事カルテ上の契約期間登録は建設工事期間で御了承いただくと理解しますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	2	第2条	(13)	「業務対価」とは、設計建設対価及び保守管理対価を合計した金額をいう。」とありますが、「業務対価」は、p.2、第2条、(11)や(12)に記載の「契約金額」と同義との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	3	第3条	11	「受注者が共同企業体を結成・・・この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者・・・に対して行う・・・」とあります。他にも代表企業の条件がいくつかありますが、本項は「受注者が共同企業体を結成・・・この契約に基づくすべての行為を各業務の共同企業体の代表者・・・に対して行う・・・」と理解しますが、宜しいでしょうか。	本事業に対する代表企業は1社のため、1社が実施してください。
4	4	第8条		この契約の締結と同時に付する保証を、(4) この契約～公共工事履行保証証券による保証、または(5) この契約～履行保証保険契約の締結、により行う場合、保証期間は設計建設期間と考えて宜しいでしょうか？	No.5の回答をご参照ください。
5	4	第8条	(5)	契約の保証 履行保証保険契約の締結とありますが、一般的に履行保証保険の締結は5年程度であり、本事業期間20年を通じて契約金額を保証することは困難です。設計建設期間中に設計建設業務対価の1/10の保証を契約し、保守管理期間中は各会計年度の保守管理業務対価の1/10を保証するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書（案）を修正します。
6	4	第8条	2	保証の額は、業務対価の10分の1以上となっておりますが、各会計年度における業務対価の10分の1と考えて宜しいでしょうか？	No.5の回答をご参照ください。
7	5	第10条	1	著作権の譲渡となりますと、以降受注者は著作物に関して一切改変等を行うことができず、円滑な設備の建設・運営を阻害することになる恐れがあります。「無償で許諾」という形に変えて頂くことはできないでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の事業契約書（案）に関する質問書（様式1-7）に対する回答

No.	頁	項目		質問内容	回答
8	5	第10条	1	「（略）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。また、受注者は、当該著作物につき著作権者人格権を行使しない。」とありますが、受注者製作の成品は発注者への引渡し時に発注者に帰属し、発注者の承諾なしに自由に使用することができなくなるという趣旨でしょうか。	成果品については、ご理解のとおりです。
9	5	第10条	1、5	「（略）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。また、受注者は、当該著作物につき著作権者人格権を行使しない。」とありますが、受注者に成果品に関する自由な使用を留保することを検討いただけませんかでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。
10	5	第10条	2	受注のノウハウ開示につながる恐れがありますので、設計の詳細に関して公表を行われる場合には、公表内容について事前にご協議くださいますようお願いいたします。	公表は協議により行うこととします。
11	5	第10条	2	「自由に公表することができる」とありますが、本施設の運営に必要な範囲に限って使用されるものであるという理解でよろしいでしょうか。	No. 10の回答をご参照ください。
12	5	第10条	6	「受注者は、成果物が第三者の著作権、（略）」中の「成果物」と本条内の1～5、7項にある「成果品」との違いは何でしょうか。	違いはありません。
13	6	第11条		本業務の第三者へ委託ができない「主たる部分」と、発注者の承諾を得た範囲で委託が可能となる「一部」の具体的な区分の基準をご教示下さい。 例えば、「各種申請書類の作成補助」や「天日乾燥床の設計業務」等に限定した場合、第三者への委託が可能範囲と考えて宜しいでしょうか。	当該業務について一括下請負とならないように留意してください。
14	6	第14条		総括代理人が本事業内において役職の兼務がなく、それ単独で設置する場合、本事業に対する専任の有無、現場常駐の有無についてご教示下さい。	専任及び現場常駐の義務はありません。
15	6	第14条	4	「・・・主任技術者等及び・・・は、総括代理人を兼ねることが出来る。」とありますが、総括代理人には特に資格要件等は無いと理解しますが、宜しいですか。	ご理解のとおりです。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の事業契約書（案）に関する質問書（様式1-7）に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回答
16	6	第15条	設計業務責任者の従事期間は設計建設期間のみ（保守管理期間は対象外）との解釈でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
17	6	第15条	設計業務責任者の本事業に対する専任の有無、現場常駐の有無についてご教示下さい。	専任及び現場常駐の義務はありません。
18	6	第15条	設計業務責任者は、主任技術者等（現場代理人、専門技術者を含む）又は保守管理業務責任者を兼ねることはできないものと考えて宜しいでしょうか。また、主任技術者等が保守管理業務責任者を兼ねることもできないものと考えて宜しいでしょうか。	業務に支障のない場合については、兼務可能です。
19	6	第16条	主任技術者（監理技術者）は機械、電気で各々1人ずつ選任する必要はなく、どちらかの業種で1人設置で可との解釈でよろしいでしょうか？	各々の業種に必要となります。
20	7	第16条	専門技術者は、機械、電気以外の他の専門工事を自ら施工する場合に必要と理解していますが、必ず設置するものではなく必要が生じた場合に設置するという考えでよろしいでしょうか？	建設業法のとおり、必要に応じて設置してください。
21	8	第21条	「地元関係者との交渉等は、発注者が行う・・・」とあります。地元関係者とは事業者との間に商取引等が一切無い住民、観光客、民間企業、行政期間、政治団体、政治結社等と考えますが、宜しいでしょうか。	No. 22の回答をご参照ください。
22	8	第21条	「地元関係者との交渉等は、発注者が行う・・・」とあります。要求水準書P10表8リスク分担表で、事業者事由による住民対応は事業者負担となっています。この様なリスク対応は、原則として直接交渉は発注者が行い、負担は事業者という理解で宜しいでしょうか。	本業務の実施において、業務遂行上事業者事由により地元関係者と協議が必要な場合は受注者が行うものとし、事業契約書（案）を修正します。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の事業契約書（案）に関する質問書（様式1-7）に対する回答

No.	頁	項目		質問内容	回答
23	9	第25条	2	「受注者は、・・・なお、土木建築工事に関する基本設計は必要に応じて・・・設計担当企業に請負わせることが出来るものとするが、設計管理業務は代表企業が行うものとする。」とあります。一方、今回の業務要求水準書に関する質問書に対する回答No. 18等で、「土木建築基本設計は本事業範囲です。」とあるため、管理も第15条の設計業務責任者が行うことで、「なお、・・・」の文章は記載不要と思いますが、いかがでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。
24	9	第26条		作成図書に（4）工事費内訳書があります。DBMの特性上、契約金額は設計前の数量等が不確定な段階での積算額が基本となるため、設計終了後の工事費内訳書に係る単価は必ずしも公共工事単価等に限定されることは無い（事業者見積単価も採用可）と理解しますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	13	第35条		火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む）の保証期間は設計建設期間と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、保守管理期間中のメンテナンス作業に必要な保険は事業者提案とします。
26	13	第35条	1	建設後、貴市が加入する予定の保険がありましたら、ご教示ください。	現在、「公益社団法人 全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済」へ加入しております。
27	14	第39条	1, 3	保守管理計画書の提出 受注者は年間保守管理計画書と四半期保守管理計画書を発注者に提出しますが、これは各会計年度毎に同じ条件で計画するのではなく、各会計年度及び各四半期毎に計画処理水量、計画原水水質等を設定し、計画（算定）するとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に基づく事業者提案とします。
28	14	第39条	1, 3	保守管理計画書の提出 受注者は年間保守管理計画書と四半期保守管理計画書を発注者に提出しますが、この中で薬品調達計画は各管理期間の計画処理水量、計画原水水質と運転マニュアル等にある計画薬品注入率等から調達量を計画（算定）すると想定されますが、この理解で宜しいでしょうか。	調達量のみならず、薬品の調達に係る計画を事業者提案により記載してください。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の事業契約書（案）に関する質問書（様式1-7）に対する回答

No.	頁	項目		質問内容	回答
29	14	第39条	1, 3	保守管理計画書の提出 年間保守管理計画書と四半期保守管理計画書の中で薬品調達計画を各管理期間の計画処理水量、計画原水水質と運転マニュアル等にある計画薬品注入率等から調達量を算出（計画）する場合、これらの前提条件は発注者からの提示又は受注者との事前協議によるとの理解で宜しいでしょうか。	必要となる情報について、協議のうえ提供します。
30	15	第42条 第74条		実施状況の確認 第41条に基づき、受注者が年間報告書あるいは四半期報告書を提出した時点で実績と保守管理計画との差異（増減いずれも）が発生した場合、その要因が計画水量や計画原水水質との差異に起因したものであり、保守管理業務は要求水準を達成していると実施状況で確認された時は、各会計年度の保守管理業務対価に係らず（超過しても）各会計年度内で調整し支払いいただけると理解しますが、宜しいでしょうか。	業務要求水準書表9、表17に示す計画と実績に著しく差異が生じた場合、協議により決定します。
31	17	第49条		「技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したとき」が保守管理期間であった場合、建設期間は完了していますが、内容が発注者に認められれば施設の追加やシステムの変更および契約金額の変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	17	第49条		「技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項」により当初計画より保守管理費が縮減できる場合、縮減後の金額へ契約金額変更となると、受注者のメリットがないため、受注者へのインセンティブを設けていただけないでしょうか。	事業契約書第49条第3項に示すとおりです。
33	18	第53条		本条は契約期間の変更（51条）に限っての規定でしょうか、それとも期間変更にかかわらず契約金額変更の余地があるということでしょうか。	後段のとおりです。
34	18	第53条	1	「契約金額の変更については、（略）、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。」とありますが、契約金額変更は、協議不調の場合は発注者の裁量で決められるということでしょうか。	ご理解のとおりです。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の事業契約書（案）に関する質問書（様式1-7）に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回答	
35	18	第54条	2 賃金又は物価変動	「発注者又は受注者は、・・・変動前残契約金額（・・・）と変動後残契約金額（・・・）との差額のうち・・・1,000分の15を超える額につき・・・」とあります。工事期間の建設資材や工事労務費の物価変動に対する変動前残契約金額とは、変動前の設計建設業務対価の残金額相当（＝契約残金額から保守管理業務対価を除いた額）と理解しますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	18	第54条	2 賃金又は物価変動	「・・・（変動後の賃金又は物価を基礎として・・・）」とありますが、特に長期間に渡る保守管理業務期間の物価変動の基礎となる具体的な指標や指数は、事象者提案によると理解して宜しいでしょうか。	物価指数等に基づき、協議により決定します。
37	18	第54条	3	物価指数等とありますが、具体的にどのような指数を想定しているのかご教示ください。	国内企業物価指数等を想定しています。
38	18	第54条	3	賃金水準又は物価水準が変動した場合において、設計業務対価と保守管理対価は全て本条に従って同一の計算式で計算されるのでしょうか？	それぞれ物価指数等に基づき協議により決定します。
39	19	第57条	1	第三者に及ぼした損害のうち、発注者、受注者いずれの責めにも帰さない事由又はいずれの責めに帰すか不明な事由については、第59条が適用されると考えて宜しいでしょうか。	第三者に及ぼした損害は第58条のとおりです。
40	20	第58条	2	本業務を行うにつき生じた損害のうち、発注者、受注者いずれの責めにも帰さない事由又はいずれの責めに帰すか不明な事由については、第59条が適用されると考えて宜しいでしょうか。	第三者に及ぼした損害ではない場合は、第59条に示すとおりです。
41	20	第59条	4、5	5項は4項の例外規定という理解でよろしいでしょうか。すなわち、不可抗力により受注者に生じた損害は原則発注者が負担ですが（4項）、自然災害によるもののみ損害額に加えて片付け費用につき業務対価の1/100まで発注者は免責されるとの理解でよろしいでしょうか。	第59条に示すとおりです。
42	20	第59条	5 不可抗力の負担	「当該損害の額及び当該損害の取り片付けに要する費用の合計額のうち、業務対価の100分の1までの額は受注者が負担し・・・」とありますが、業務対価とは設計建設期間中は設計建設業務対価とし、保守管理期間中は各会計年度の保守管理業務対価と理解しますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 事業契約書（案）を修正します。

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の事業契約書（案）に関する質問書（様式1-7）に対する回答

No.	頁	項目	質問内容		回答	
43	21	第61条			（設計及び建設業務対価）とありますが、この対価は入札価格内訳書様式にて定義されると理解して宜しいでしょうか。	対価は、入札価格内訳書に示した価格となります。
44	22	第63条	4		設計業務対価が減額される場合とは、どのような場合なのかご教示ください。	設計業務の内容に大きな変更が生じた場合です。
45	26	第74条			（保守管理業務対価）とありますが、この対価は入札価格内訳書様式にて定義されると理解して宜しいでしょうか。	対価は、入札価格内訳書に示した価格となります。
46	26	第76条	1		「保守管理業務対価の減額を行うべき事実」とは具体的にどのような場合を想定されているのか、ご教示ください。	技術提案書に記載した内容や要求水準を満足せず改善が図られない場合を想定しています。
47	30	第83条	2		遅延利息率は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項」の規定に基づき、年2.7%で宜しいでしょうか。	財務省の告示により定められる率です。現時点は年2.7%です。
48	33	第89条			第89条で協議が整わなかったときは、建設工事紛争試算階のあっせん又は調停又は仲裁にて解決することになっていますが、第91条では訴訟等が生じたときは裁判で解決することになっています。建設に関する紛争は紛争審査会、それ以外の紛争は裁判にて解決を図るということで宜しいでしょうか。	第8章その他に記載のとおりです。